○厚生労働省告示第三百五十五号

薬事法施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）第二百三条第三項の規定に基づき、薬事法施行規則第二百三条第三項の規定に基づき検定を要しないものとして厚生労働大臣が指定する医薬品等及び厚生労働大臣が定める場合（平成二十年厚生労働省告示第三百七十四号）の一部を次のように改正する。

平成二十一年七月七日　厚生労働大臣　舛添　要一

表沈降新型インフルエンザワクチン（Ｈ５Ｎ１株）の項中「沈降新型インフルエンザワクチン（Ｈ５Ｎ１株）」を「沈降インフルエンザワクチン（Ｈ５Ｎ１株）」に改める。

○厚生労働省告示第三百五十六号

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第九項の規定に基づき、厚生労働大臣が指定する生物由来製品及び特定生物由来製品（平成十五年厚生労働省告示第二百九号）の一部を次のように改正する。

平成二十一年七月七日　厚生労働大臣　舛添　要一

別表第１の１中(106)を削り、(105)を(106)とし、(104)の次に次のように加える。

(105)　沈降インフルエンザワクチン（Ｈ５Ｎ１株）

○厚生労働省告示第三百五十七号

薬事法施行規則第十二条第一項に規定する試験検査機関の登録に関する省令（平成十六年厚生労働省令第六十一号）第三条第二項の規定により、薬事法施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）第十二条第一項に規定する厚生労働大臣の登録を受けた試験検査機関である社団法人青森県薬剤師会及び東京理化学テクニカルセンター株式会社について、その住所及び試験検査を行う事業所の所在地を次のとおり変更する旨の届出があったので、薬事法施行規則第十二条第一項に規定する試験検査機関の登録に関する省令第三条第三項の規定に基づき公示する。

平成二十一年七月七日　厚生労働大臣　舛添　要一

氏名又は名称	変更前の住所及び試験検査を行う事業所の所在地	変更後の住所及び試験検査を行う事業所の所在地	変更の日
社団法人青森県薬剤師会	青森県青森市浪打一丁目十六番十七号	青森県青森市大字野木字山口一六四番四三	平成二十一年四月二十二日
東京理化学テクニカルセンター株式会社	東京都千代田区九段北一丁目十番九号	東京都台東区今戸一丁目一八番一〇号	平成二十一年六月八日

○厚生労働省告示第三百五十八号

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第四十九条第一項の規定に基づき、薬事法第四十九条第一項の規定に基づき厚生労働大臣の指定する医薬品（平成十七年厚生労働省告示第二十四号）の一部を次のように改正する。

平成二十一年七月七日　厚生労働大臣　舛添　要一

第八号中(858)を(863)とし、(751)から(857)までを(756)から(862)までとし、(750)を(754)とし、その次に次のように加える。

(755)　ミルタザピン

第八号中(749)を(753)とし、(584)から(748)までを(588)から(752)までとし、(583)を(586)とし、その次に次のように加える。

(587)　ビマトプロスト

第八号中(582)を(585)とし、(457)から(581)までを(460)から(584)までとし、(456)を(458)とし、その次に次のように加える。

(459)　デュタステリド

第八号中(455)を(457)とし、(53)から(454)までを(55)から(456)までとし、(52)を(53)とし、その次に次のように加える。

(54)　アリスキレン

第八号中(51)を(52)とし、(47)から(50)までを(48)から(51)までとし、(46)の次に次のように加える。

(47)　アムロジピンベシル酸塩・アトルバスタチンカルシウム水和物

○厚生労働省告示第三百五十九号

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第七十七条の二第一項の規定に基づき、希少疾病用医薬品として次のものを指定したので、同条第二項の規定により公示する。

平成二十一年七月七日　厚生労働大臣　舛添　要一

医薬品の名称	予定される効能、効果又は対象疾病	申請者の氏名又は名称及び住所	指定年月日
レボドパ・カルビドパ十二指腸投与用製剤	(1)通常の経口薬物療法で十分な効果が得られない重度の運動合併症（Ｗｅａｒｉｎｇ－ｏｆｆ、ｎｏｎ／ｄｅｌａｙｅｄ ｏｎ現象、ｏｎ－ｏｆｆ現象、ジスキネジア）を有するパーキンソン病（Ｈｏｅｈｎ＆Ｙａｈｒの重症度ステージⅣ・Ⅴ）	ソルベイ製薬株式会社　東京都北区田端六丁目一番一号田端アスカタワー	平成二十一年五月十二日
カルムスチン脳内留置用製剤	(2)パーキンソン病（Ｈｏｅｈｎ＆Ｙａｈｒの重症度ステージⅠ～Ⅲ）（重度の嚥下障害又はその他の理由により経口薬物療法が困難であり、既に胃瘻造設が行われている場合に限る） 悪性神経膠腫（こうしゅ）	ノーベルファーマ株式会社　東京都中央区日本橋小舟町十二番地十	平成二十一年六月五日

○厚生労働省告示第三百六十号

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第七十七条の二の五第一項の規定に基づき、平成二十一年五月十一日をもって同法第七十七条の二第一項の規定による指定を取り消したので、同法第七十七条の二の五第三項の規定により公示する。

平成二十一年七月七日　厚生労働大臣　舛添　要一

医薬品の名称	予定される効能、効果又は対象疾病	申請者の氏名又は名称及び住所
インターフェロン－ベータ	イノシンプラノベクスとの併用による亜急性硬化性全脳炎患者の生存期間の延長	持田製薬株式会社　東京都新宿区四谷一丁目七番地

○農林水産省告示第九百十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十一年七月七日　農林水産大臣　石破　茂

一　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　東京都八王子市上恩方町二五四〇・二五四一・三一七一・三一七二・三七八五の一・三七八五の六から三七八五の八まで（以上八筆について次の図に示す部分に限る。）、二五四九、二五五〇の一、二五六〇、二五六一、